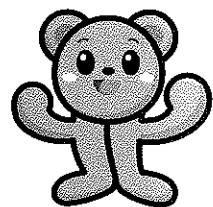




北海道行政書士会



GYOSEI SYOSHI HOKKAIDO



業務資料(定款作成代理)

市民セミナー

行政書士北海道

2005年5月 No.270

ホームページアドレス = <http://www.do-gyosei.or.jp>
メールアドレス = gyosei@mrd.biglobe.ne.jp

表紙の人物

NPO法人北海道宇宙科学技術創成センター
HASTIC 副理事長兼専務理事

伊藤 献一さん

<プロフィール>

1939年 札幌市生まれ
1962年 北海道大学工学部卒業
1968年 北海道大学工学部助教授
1981年 北海道大学工学部教授
2003年 北海道大学を定年退職

現在HASTIC副理事長の他全日本アーチエリー連盟理事、北海道体育協会常任理事を務める。

HASTICとは、北海道に拠点をおき、「宇宙開発の成果を地上へ」そして「地域のアイディアと技術を宇宙へ」を目標とする全国各地の研究者、学生、市民、企業の会員からなるNPO法人

編 宇宙を始めたきっかけをお話頂けますか。

伊 北海道で何か宇宙のことを始めたいと思ったときに、現状としてそれができる環境がないわけです。北海道は地域的なハンディもあって、置いてきぼりなのです。それで、なんとか北海道でもできるという環境を作らなければ、というのがきっかけです。私は、もともと動くものが好きでしてね。車も機関車も好きだし、飛行機も好きだし、ロケットも好きです。単純にただそれだけです。

例えば、北海道で車を走らせることはできます。電車にも飛行機にも乗ることはできます。けれどもロケットとなると、もうあちらの世界になってしまって、触ることも携わることもできないわけです。国内でもごく一部の選ばれた人だけが携わることができるのですね。もう少しロケットというものを我々の身近なところに持ってきてみたい、興味がある人が側で感じられるものにした



いと思ったのです。けれど中央からロケットを持つてすることは無理ですから、それならば自分で作るしか仕方がない。じゃあ、自分でやりましょうとなる訳です。しかし、私はそういう教育を受けている訳ではありません。ですから、専門家のお世話をするところからはじめました。おかげさまで運がいいことに、今はこうやってロケットを作ることに本格的に携われるようになりました。私としては、北海道で宇宙の入り口に当たるようなものを作ることができてよかったです。

編 日本の宇宙技術というのは、他の国から比べてどうなのでしょう。

伊 性能ということで言えば決して遅れているわけではありません。ただ、打ち上げの失敗ばかりが目立つような社会環境のために日本の技術が遅れているように見えるのですね。受け入れる社会の評価方法が日本は厳しいのではないかでしょうか。ロケット開発というのは他の国では軍事目的です。ロケットの平和利用といつても軍事の転用ですから、他国では失敗しないところまでは、軍用で完成しています。そういう点で日本は開発する環境が厳しいといえます。軍用でなく高いレベルのものを作っていくのは大変ですね。

編 先日大樹町で行ったロケットの打ち上げはどういった目的で行われたのですか。

INDEX

表紙の人物「伊藤献一さん」インタビュー	2～5
北海道行政書士会市民セミナー	6
パネルディスカッション	7～15
定款認証嘱託作成代理につき	16～20
最低資本金規制特例制度の法律根拠名の変更について	21
自動車登録手続相談会を終えて	22
「個人情報保護法施行に伴う、顧客管理の保全について」研修会	22

目次

平成16年度決算監査が行われました	22
「申請取次制度の改正に伴う説明会」研修会	23
「暴力団等排除対策協議会」新相談役を委嘱	23
職業倫理違反・不適法業務の排除について(お願い)	24
新入会員	25～26
ご逝去	27
編集後記	27

平成 17 年 3 月 12 日、NPO 北海道宇宙科学技術創成センター(HASTIC)が中心となって開発を進めているハイブリッドロケット「CAMUI」の発射試験が、大樹町にて行われ、成功裡に終了した。

伊 打ち上げてほしいという依頼があった場合に、それに応じるための訓練のような形です。我々はロケットを用意して、お客様は空き缶サイズの超小型人工衛星「CAN-SAT(カンサット)」と言うのですが、それを打ち上げてほしいという設定で行いました。実際打ち上げたときには「カメラも付けたい」ということになって、ロケットにガムテープでカメラをくくりつけまして、その状態で打ち上げたのです。もちろん、それでもちゃんと打ちあがりますからね。打ち上げたいという要請があれば、打ち上げの費用は負担していただきますが、いつでも応じることができます。

総 実際にロケットを作つて飛ばすまでというのは、どのくらいの人が携わっているのですか。

伊 僕らの事業というのは、大半は学生が携わっていますからね。ロケットの開発には、数人でしょうか。実際に飛ばすときというのは、警備であるとか、いろいろな作業が必要になりますから、全体的には 20 人くらいでしょうか。先日、大樹町で打ち上げたときには、他の大学の学生なども参加していましたから全部で 130 人ほどおりましたが、実際に携わっている人といえば、そのうち 2 ~ 30 人ですね。北海道外からもロケットを飛ばしてほしいという要望が来ています。そのときに出向くスタッフは、全部でわずか 5 人です。

総 例えば、今打ち上げを依頼したら、期間と費用はどのくらいになりますか。

伊 まったく知らない個人の方からのお申し込みの場合、半年くらい時間を頂きます。公的機関からのお申し込みの場合には、3か月くらいでしょうか。目的をはつきりさせることに時間がかかるのです。そういうことを相談しながら予定を立てていくのに時間がかかります。費用は、約 200 万円です。ほとんどの作業を学生がやっていますから、その部分にお金はかからないわけです。

ロケットは、大学の学生が自由にロケットに触れることができ、自由に打ち上げられることが条件で開発しました。ですから、どんな人でも扱えるものになっています。自由に扱えることで開発が目に見えて進みます。う

まく規制をかけないように開発することで、自由に扱うことができ、費用も余りかけずに打ち上げられるのです。

総 NPO 法人 HASTIC についてお聞きしたいのですが、いまの活動の中では、ロケット開発がメインになるのでしょうか。

伊 ロケット開発が一番進んでいます。他の事業はこれからといったところでしょうか。

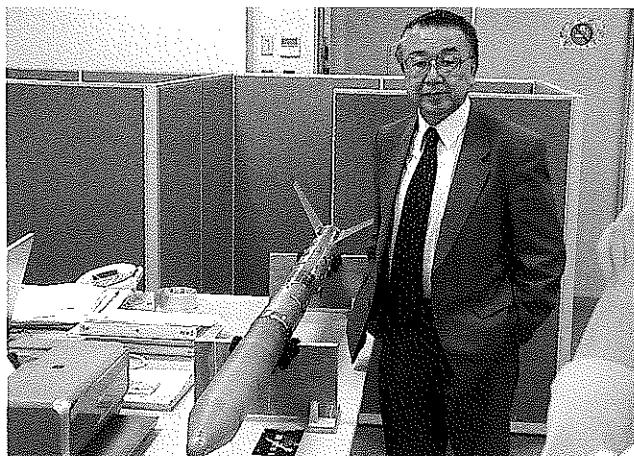
HASTIC の H は北海道、I は Incubation = 孵化をさせるという意味です。ロケットは一つの卵であって、孵化したら次の卵、次の卵とどんどん孵化してひよこになっていくってほしいと考えているのです。いつも「うちは、サイエンスの吉本興業だ」と言っていますね。タレントとは能力を持った人のことをいいますから、ロケットやそれに関わる大学の先生はタレントですよね。それが表に出て活躍するために僕らは縁の下の作業をし、お世話をします。



総 HASTIC には、他にどんな卵があるのですか。

伊 「ロケット」はまず一つですね。ほかに、「衛星」があります。こちらはほとんどひとり立ちしています。それから「無重力実験」ですね。一定の高さから物を落とすと、落下するまでの間は無重力状態になるのです。高いところから落とせば落とすほど無重力時間は長くなります。2 年前までは、上砂川に無重力実験ができる施設がありました。それがコストの関係でなくなってしまい、みんな実験ができずに困っていました。そこで、今は 3 秒の実験ができる施設を作っているのです。落下速度というのは、地面に近づくほど早くなりますので、3 秒の無重力実験をするのには 50 メートルの高さが必要になります。

表紙の人物



建物でいえば 16 階建てくらいですね。それを非常に安く実験できる施設を作ろうと考えているのです。今までの無重力実験施設はすばらしいものでしたが、費用がかかるのです。10 秒の実験をするのに、1 回当たり 270 万円かかりました。毎回実験するたびに車一台つぶしているようなものです。ですから、3 秒の実験として 3 分の 1 でも 100 万円近くかかることがありますよね。そこで 3 秒の実験をするのにわずか 2 ~ 3 万円の費用でできるように考えています。そうすると普通に大学の若い先生でも高校の先生でも学生でもできますよね。既存概念のコストの 10 分の 1 以下にするというのがうちのポリシーなのです。そのためには、発想自体を変えなければいけません。安くたくさんの人人が実験ができるようにと考えています。無重力というのは、宇宙利用の一つですからね。

無重力実験用ロケットも現在開発しているところです。今作っているロケットは、高さが 6 万メートルまで上がります。6 万メートルというとジャンボ機が飛んでいる高さの 4 倍に当たります。成層圏は越えています。このロケットを打ち上げて自由落下させると、大体 2 分弱の無重力実験ができます。それを更に 100 キロメートルまで打ち上げると 3 分間の無重力実験ができるのです。この 3 分間の無重力実験を 200 万円くらいでやることを目指しています。今までも日本でロケットを打ち上げて 3 分間の無重力実験は行われています。ただし数億円という費用がかかるのです。ですからうちちは 100 万円単位でできるようにしようと考えているのです。コストとしては、100 分の 1 以下ですよね。

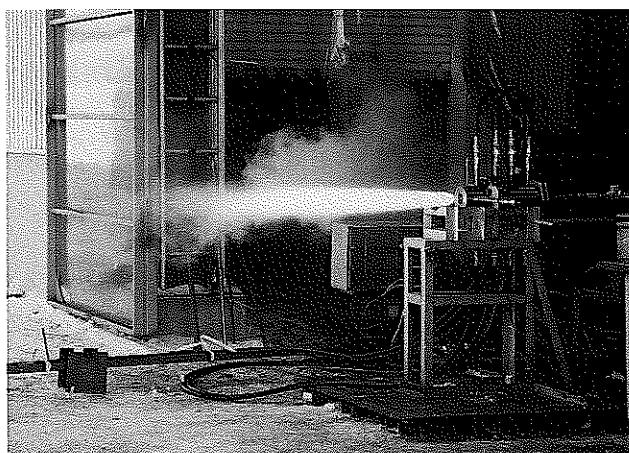
【伊】どうしたらそんなに低成本にできるのでしょうか。

【伊】発想の転換ですよね。まず、回収・再使用して何回か使えるものにします。そして、燃料ですよね。燃料に

火薬を使用していないので、安全です。安全対策がその分不要になります。保管場所、扱う資格などすべてに規制が要りませんから、その分安くできるのですね。もちろんうちちは営利団体ではありませんから、コストのみでできますので、安くできるわけです。

まずは「ロケット」を作るということが一つと、作ったロケットをどう使うかということで「無重力実験」の機会を提供します。無重力実験も地上で行う小型の無重力実験と大型のロケットでの大型の実験が出来るようになります。それからこのロケットは、気象観測用に使うのですよ。今までの気象観測には、気球を上げていました。気球を上げて高層の大気をサンプリングするわけです。どういう成分があるか大気汚染がどのくらい進んでいるか地球温暖化のガスが大気のどの辺まで拡散しているなどを調べるわけです。気球にはヘリウムが使用されます。ヘリウムというのはアメリカにしかありませんからすごく高いのです。気球を一回上げるのに 1,500 万円くらいかかります。それをロケットを使ってやらせようと考えています。同じ費用でうちちは 10 回ロケットを上げましょうとね。

四つ目は「宇宙医学の地上への応用」です。予防医学といいます。宇宙飛行士というのは健康でなければなりませんが、宇宙ではすぐに不健康な状態になってしまいます。それを地上のモニターで、病気にならないように指導をしています。予防医学は、それを応用したもののですね。まだ病気とはいえない段階から注意を促してあげる。老人医療を対象に、病気になる前に診断をして、「あなたはこういうところが悪いですから、少し気をつけてくださいね。」と言ってあげる。それと同時に健康状態をモニターして変化があると早めに受診を促す。自分が自覚して悪くなつてからでは遅いんです。予防医学をしていると病気にならないですね。病気にならないと医療費がかかりません。自治体の負担が減ります。例えば





1つの町村単位で、1,000万円、2,000万円の負担が減りますね。

実は、北海道の一つの町と高知県の一つの町とで5年ほど実験を続けていて効果があることがわかつています。保健所では、健康診断はします。健康診断というのは、来た人に対して「健康です」「検査が必要です」と診断しているんですね。われわれの取り組んでいるのは違つて、継続してモニターして健康を維持するというシステムを作りです。具合悪くなる前に、病気になる前に予防するというのが予防医学の考え方です。

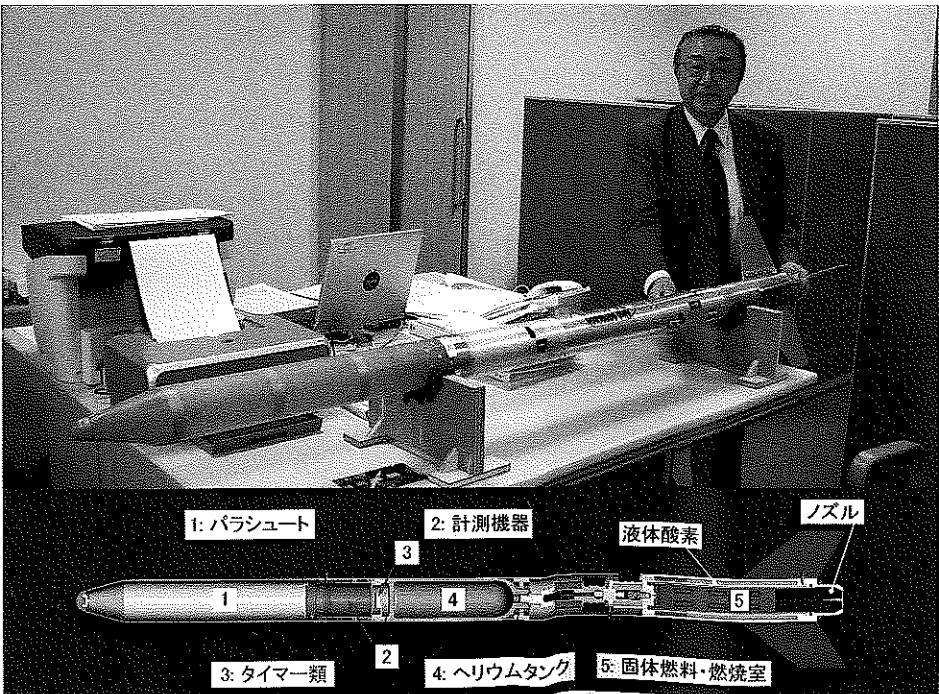
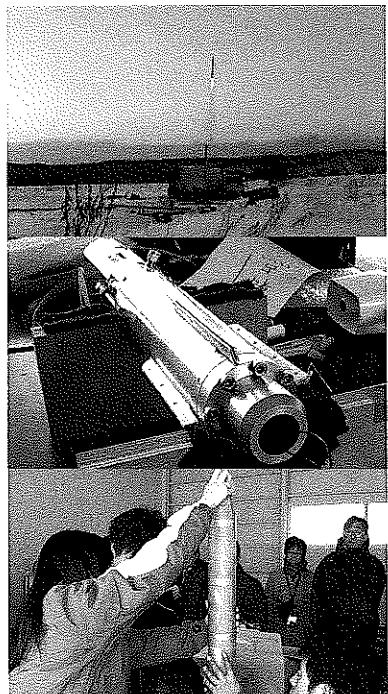
五番目の卵は、人工衛星での実験です。マウスを無重力の環境において、成人病、老人病など年を重ねることによって生じる病気に対処する薬の効果を調べるのです。無重力の状態を続けると、年をとった状態と同じ様になります。骨からカルシウムが抜け出したり、筋力が落ちたり、血行が悪くなったり、精神的なショックだった

りですね。無重力というのは健康な状態を突然に病気にできるわけです。病気になったときの薬の効果というのがすぐに調べられます。地上では、効果がわかるには時間がかかります。この実験というのは、アメリカではすでに行われています。いろいろなデータが取れるおいしい実験なので、日本は後回しにされて、なかなかさせてくれないわけです。日本では実験に使える衛星を持っていませんから、独自に実験をすることができません。中国も始めようとしています。宇宙でのマウスという哺乳動物を使った実験が、日本では遅れてきているのです。そこで、HASTICが意欲のある企業と組んでこの実験ができる衛星を作ろうとしているのです。これが成功しますと国のおゆみよりも一足飛びに先を行くことになります。

「宇宙開発」や「宇宙実験」というのは国だけが自分で方針を決めて予算を組んで、それに従つてやるのがすべてだと思っていたのですが、誰もが自由な発想でやっても大丈夫なんだということがわかつたわけです。どんどんやっても構わないのです。宇宙だからといって手の届かないものだと思っていましたが、実は手の届くものですよ。

○ HASTIC NPO 法人 北海道宇宙科学技術創成センター○
HOKKAIDO AEROSPACE SCIENCE AND TECHNOLOGY INCUBATION CENTER

〒060-0819
札幌市北区北19条西11丁目
(独)科学技術振興機構 研究成果活用プラザ北海道内
TEL:011-708-1617 FAX:011-708-1185
e-mail:office@hastic.jp URL:<http://www.hastic.jp>





北海道行政書士会市民セミナー 「北海道の元気な未来に向けて」開催

広報部はこの2年間「北海道よ、元気を出そう!」を合言葉に会報に表紙の人物というコーナーを設け、北海道をどんどん元気にしてくださる皆様にインタビューを行ってきました。その北海道を元気にしてくださる皆様に、北海道の元気を本物にしていく勇気を与えていただけるよう北海道行政書士会市民セミナー「北海道の元気な未来に向けて」を開催しました。セミナーのプログラムは下記のとおりです。この度は第二部パネルディスカッションの模様を掲載いたします。

日 時	平成17年3月20日(日)	
場 所	ホテルオークラ札幌(札幌市中央区南1条西5丁目)	
第 1 部 基 調 講 演	<p>基調講演1 「十勝型屋台で街を活性化」 北の起業広場協同組合 専務理事 久保 裕史 氏</p>	
	<p>基調講演2 「宇宙開発技術による新産業創出」 NPO法人北海道宇宙科学技術創成センター 副理事長 伊藤 献一 氏</p>	
	<p>基調講演3 「映画祭が地域振興にもたらす効果」 ゆうばり国際ファンタスティック映画祭 実行委員会ゼネラルプロデューサー 田村 泰章 氏</p>	
第 2 部 事例報告 & パネルディ スカッション	<p><パネリスト></p> <p>久保 裕史 氏 伊藤 献一 氏 田村 泰章 氏 深貝 亨(本会会長)</p> <p><コーディネーター></p> <p>真砂 徳子 氏 (HTBパーソナリティ)</p>	



パネルディスカッション

真砂：ただいまより、事例報告とパネルディスカッションを始めさせていただきます。1時間という短い時間ですが、実りある議論を展開いたしまして北海道の元気な未来を考えていきたいと思います。まずその前に私の自己紹介とパネラーの皆様を改めてご紹介させていただきます。先立って恐縮ですが、皆様と一緒にさせていただきます真砂徳子と申します。HTBで「南平岸未来道」という番組に出演しております。土曜日朝6時45分という時間帯で、道路や社会資本整備をテーマに北海道の明るい未来を考えていこうという番組です。街づくり、道づくりに携っている行政の方、住民の方々を微力ながら応援させて頂いております。私も今日このような場を頂いてそのような方々を応援したいと思い、ここに座らせて頂いています。どうぞよろしくお願ひします。それでは、4名のパネラーの方々をご紹介いたします。私のお隣が、北海道行政書士会の深貝会長です。よろしくお願ひします。

深貝：先ほど基調講演をいただき少しは元気になつてきたのではないでしょうか。私は行政書士歴20年になります。取引先は運輸関係が多いのですが、会社設立から許認可、自動車販売店では自動車登録関係もしています。業務を通じて我々のもつ専門知識を役に立ててもらおうとしております。最近心掛けている



深貝亨会長



のは、我々の見識や視点でお客さんに提案していく途がないものかという点です。お客様に元気がないと我々も仕事にならない。少しでも早く元気に少しでも大きく羽ばたいてもらえばと心掛けて仕事をしています。

真砂：士業に携るお立場から鋭いコメントを頂きたいと思います。続きまして先ほど基調講演でお話頂いたゆうばり国際ファンタスティック映画祭実行委員会田村泰章ゼネラルプロデューサーです。よろしくお願ひします。

田村：よろしくお願ひします。

真砂：つづきましてNPO法人北海道宇宙科学技術創成センター伊藤献一副理事長です。よろしくお願ひします。

伊藤：よろしくお願ひします。

真砂：最後に北の起業広場協同組合久保裕史専務理事です。よろしくお願ひします。

久保：よろしくお願ひします。

真砂：以上、4名のパネラーでパネルディスカッションを進めてまいります。さて3名の方の基調講演を伺ったのですが、困難をものともしない、やりたいことをやるためににはどんなこ



とをしてでもやるんだという熱意を感じ、それだけでも元気になるお話だったのですが、深貝会長、ご感想はいかがだったでしょうか。

深貝：今北海道の企業は元気がないですし、景気が悪くなるときは北海道から景気が悪くなり、なかなか回復できなくて。本業を通してリストラをした後、立ち直れる会社とそうでない会社を目の当たりにしていますが、そのときの大変な要素は何かなどいつも考えさせられます。

真砂：元気がないときに夢や希望が持てるということが大事だと思うのですが、田村さん、映画祭というのは夢や希望をもたらすものですね。

田村：基調講演でも話したことですが、夕張はこのところ急速に人口を減らし続けています。ただ映画祭が素晴らしいのは映画祭そのものが市民にとってアイデンティティというか、一種の村まつりになっているんですね。それと同時に10万人近い人がふるさとを離れていました。映画祭がそういう人たちにふるさとを思い出させるメッセージになっています。これからも内容を充実していかねばならないと思いますし、映画祭の度にふるさとに帰ってきてもらうという運動も展開していくねばならないと思います。

真砂：道外のお客さんを惹きつけるだけではなくて、いったん地元を離れた人たちを呼び戻す魅力に溢れたイベントということなんですね。そういう意味では帯広の屋台村もそのような魅力になってきているのではないですか。

久保：やってみてわかったことがたくさんあるということが私自身大変勉強になりました。事業を立ち上げ後の効果が想定外のことのほうが多い大きかったんですね。事業を立ち上げるまで周りの意見は反対意見が多かったのですが、半年経つと「俺も上手くいくと思ってた」というふうに変わってきました(笑)。新しいこ



真砂徳子氏

とにどんどんチャレンジしていくと自分自身変わりました。それと1軒の客席が8席程度しかない商売が小さい状態で食つていけるかどうか。僕らは絶対にできると言つていましたが、内心ドキドキしてたんです。でもやってみなければわからない。やってみて客が来るようになると店主の顔が変わっていくんです。この姿を見ているだけで、この事業をやってよかったなと思います。

真砂：店主の人の顔はどんな風に変わるのでですか。

久保：だって不安ですもの、やる前は。屋台は毎日店を作つてたたんでの繰り返しになりますが、



どうしても合理的にやろうとしてしまいます。店を作ったままにしておいたりする店主も出てきます。でもそういう店がやめていきます。つまり店主は客に見られているんです。お客様がこないところでも見られています。そういう姿が商売が上手いくかどうかの要素になっていますね。

真砂：よく北海道の飲食店のサービスについては色々言われるところなのですが、屋台のように顔が見える店では手を抜けないですよね。

久保：手は抜けません。それとお客様に合わせて接客しなくてはならないというところもあり、調理人が失敗して素人が成功することがあります。その辺に要素があるのではないでしょうか。

真砂：いかにお客様を喜ばせるかというところをしつかりやっているところが上手くいっているんですね。今後、北の屋台をどのように展開させたいと考えていらっしゃいますか。



久保裕史氏

久保：我々は中心街に賑わいを取り戻したいと思って活動しているのですが、夜中の人口しか増えやしていないんですね。我々が昼をやるにはマンパワー的にムリなんです。今商店街の人々とネットワークを組みながらやらねばならないということで、地域で活動しています。



真砂：ますます夢が広がってきてるんですね。火がついても継続させていくことがこれからの課題となっていくと思います。田村さん、久保さんのお話を聞いて映画祭を継続させているというお立場で何かアドバイスはありますか。

田村：夕張の映画祭は市民のやる気どのようにを起こしてもらうかという部分があります。札幌の応援団が夕張メロンを販売する店を出したのですが、それが映画祭が終了するまで自然発生的に溜まり場になったんですね。そういう共同体としての意識が大事だと思います。市民と映画ファンと実行委員会がどれだけ密着していくかが重要だと思います。

真砂：伊藤さんはいかがですか。

伊藤：私は屯田兵四代目の生糸の道産子です。北海道に住んでいる人たちは北海道のいいものに対して気がついていないと思うんですね。また北海道人の特色として人間的に粘り強い部分があると思います。その特色を夕張も帯広も生かしていると思います。素晴らしいアイデアだと思います。両方とも長く続いて欲しいと思います。

真砂：誉めあいながら伸びていくという感じになればいいですよね、夕張も帯広も。そしてそれ以外の街も。疑問なのですが、口ケットとか



伊藤献一氏

宇宙とかは莫大な金額をかけないとできないと思っていたのですが。

伊藤：高望みしなければ宇宙は意外と近いものですよ。国がやっている宇宙開発は100億円とかの単位になります。そういうものではなくて、新しいアイデアの口ケツを私たちは作ろうとしています。小型口ケツを打ち上げて目で追えるのはせいぜい2,000mくらいなんですね。2,000mを越えると気分的にはもう宇宙なんですよ(笑)。HASTICでは先ほど基調講演でお見せした小型の口ケツを210万円で口ケツ打ち上げサービスを行っています。そういうレベルでもう満足が得られるんですね。

真砂：伊藤さんはもともと北大の教授をなされていました、宇宙開発に目をつけられたのは学問の世界で最先端ということではなくて、豊かさを追求するという意味で目をつけたということでおろしいでしょうか。

伊藤：そんな高尚なものではないですよ(笑)。もともと動くものが好きだったんです。でもぜひ宇宙をやってみたい、自分でやるチャンスはないが、北大に研究室を作った。それならやってみようかと。研究室を作ったからには北海道から人材が逃げないことが必要です。東京にいたら口ケツの研究なんかで

きませんよ。東京で口ケツの研究なんていつたら馬鹿にされるだけですよ(笑)。北海道だから研究ができ、北海道だから研究が完成し、北海道だから完成した研究を世界に発表できる、そのように考えています。

真砂：北海道だからできるということに目をつけるというのも大事なポイントですよね。起業の面でお聞きしたいのですが、新しい産業も北海道では注目されています。景気が低迷する中大学発ベンチャーが増えていると聞きますが、北海道の元気と起業の関係性というのはどのように思われますか。

伊藤：IT・バイオなどベンチャー向けの研究があるのですが、ベンチャーの成功率は非常に低いですね。資金を出すところもなかなか出しづらいところもあります。大学からベンチャーの間に一つ仲立ちする組織が必要だと思います。大学の先生は今やっていることが商売になるかどうかわからない。アイデアそのものが商売になることを知らないんですよ。実験装置やアイデアそのものが売れるものは知らない。研究が完成しないと売れないと思っている。そういうものを引き出してあげられる人がいることが大事だと思います。

真砂：起業に関しては久保さんが仕掛けたことによって起業された方とかはいらっしゃるのでしょうか。





久保：起業したいという方はたくさんいらっしゃいます。ただハードルを越えられない部分がたくさんあります。飲食店は手取り早くできると思っている部分もあるでしょう、特に屋台は。でもお金の問題、家族の理解、屋台のイメージなんかがネックになる部分もあるでしょう。私たちは逆に屋台で起業しろといっています。自分ひとりでは何もかもできるはずがないので、地元の農業人の個と繋がれといっています。そうすれば黙っていても地域の表現ができ、個と繋がることで口コミが広がる。今のところは実力以上に客が来ているというのが現状ではないでしょうか。我々が一番重要視しているのは情報です。北の屋台は地域おこしたとか起業家を育てるというだけではなく、違う情報を流しています。これが一番集客に繋がり、価値を高めているのではないかと思います。情報を上手に流すということが大事ですね。



真砂：田村さんはどのようなご意見ですか。

田村：北海道に一番欠けているのはプロモートする人、いい素材がありながら繋げていける人がいないことだと思います。夕張の中田市長も久保さんも優れたプロデューサーだと思います。以前テレビで見たのですが、標茶のメロンパン屋が船橋で行われているパンフェスタで大人気なのだそうです。彼は全国を歩き

回っているパンのプロモーターの目にとまり、釧路の人間が地元の金融機関に繋げてくれた。私も十勝の菓子フェスタを札幌で仕掛けたことがあります。モノが一番売れない雪祭りの期間中に開催したら、これが大人気となって続いています。誰かが繋げばいいものが発掘されるし、いいものができるのだと思います。久保さんのような人がどんどん出てくればいいと思います。



真砂：そういう方がたくさん出てくる土壤にするにはどうすればいいのかという話になってくると思うのですが、伊藤さんはどのようにお考えですか。

伊藤：北海道の産業で大きなものは観光だと思います。北海道に観光でいらした方がリピーターになっているのかどうかというところはよくわからない部分だと思います。北海道の自然は前と同じでいいのだけれども、東京ディズニーランドのアトラクションのように毎年開催されるイベントでも飽きられないように常に中身を変えていくというのが大事なのではないでしょうか。

真砂：深貝会長は、起業をされる方を応援するお立場でさまざまな事例をご存知だと思うのですが、今までのお話を伺っていかがですか。



深貝：人を見て人の魅力をわかっているのかな、地元を見て地域の魅力をわかっているのかなと思う部分はあります。起業しよう、起業して大きくしようという人たちに我々が適切なアドバイスをしていかなければならぬと思います。北海道の傾向は、リストラをして、さらにリストラを進めて最後には廃業というケースがあります。そのように事業がしほんでいく中で何か新しいことにチャレンジしていくとする人の背中を押してあげなければならぬと思います。次の方向に仕事を変えた、自分のよさを見つけた人たちが伸びていきます。そこを我々がお手伝い出来ればと思ってます。

真砂：どんな方がうまくいっているのか、またどんな方を応援していきたいと思っているのですか。

深貝：基本的にはあきらめないバイタリティだと思います。深く探求できる人間がこれからは本物になっていくと思います。危機感は北海道が一番感じているのではないでしょうか。危機感に負けないバイタリティを持つ人間がこれから大きく花開くと思っています。

真砂：バイタリティという面ではこちらにお座りの皆さんはバイタリティに溢れている方々ばかりですが、久保さんは「そんなものダメだよ」と言わながらもやり続けた熱意の源という



ものは何だったのですか。

久保：何なのでしょうね(笑)。仲間がいたからでしょうか。書籍を目にすると大量生産・大量消費の時代が終わり、モノ余りの時代だと書かれています。また自分の業界がダメになるとという声をよく聞きます。だからといって全部がダメになる訳ではないですね。僕は北海道に元気がないという言葉が好きではないんですよ。必ず元気な人はいるはずですし、元気な人に注目していけばいいのだと思います。

真砂：今のお話に伊藤さんも田村さんも大きく頷いていらっしゃいましたが、そういうお話はお分かりになりますか。

伊藤：昨年夏の駒大苫小牧の甲子園の優勝は大変素晴らしいことであります。私はプロフィールに書かれているとおりアーチェリーをやつていて、国体でこの20年間で3回北海道がアーチェリーで優勝しています。国体は地元が優勝するために強化選手ということで他県から人を入れたりすることがあるのですが、断固それには反対しました。道産子の選手だけで優勝できたんです。やればできるんです。私は反対が多ければ多いほどやりたくなるんですね(笑)。





田村：映画祭はかつての3倍の観客動員数になりました。ただ夕張は宿泊施設とか飲食店とか施設は限られているのでキヤバには限界があります。ただ街が小さくなっていく中で映画祭が市民の元気の源となっています。民間頼みの寄付も少なくなっていますが、映画祭事態は逆に大きくなっています。それは市民の映画祭に対する思いが定着しているからだと思います。今後ゆうばり映画祭が北海道全体の映画祭であるというように展開していかなければと思います。

真砂：さて今日は「北海道の元気な未来に向けて」というテーマで市民セミナーをお送りしているのですが、実際元気にされている方々にメッセージというか熱い思いをこめていただいて、どうすれば北海道が元気に、みんなが勇気を持って取り組んでいけるのかをお話いただきたいと思います。

久保：大それたことはほとんどわかりません。北の屋台としては大きさを求める、小さいながらも価値を高めていきたいと思っています。今一番多いクレームは入れないというクレームです。昔なら規模を広げていたかもしれません、これをやらない。それよりも営業している人の笑顔が増えることを考えようとしています。そうしないと時代が変わったときにただの横丁が残っていただけということになります。私たちにはバロメーターが一つだ

けあります。今まで17万もの人に足を運んでいただきましたが、その6割は地元の人たちです。これを5割は死守したいと考えています。観光客が5割を超えると少し違うものになっていくと思っているので、少なくとも5割は地元で支えていきたいと思っています。

真砂：それでは伊藤さんお願いします。

伊藤：他県から来られた人が北海道で活躍しているというのは北海道のよさに気がついているからだと思います。北海道のネットワークをしっかりとしてその人たちの力を北海道の力にする必要があると思います。人の和を大切にして北海道にその思いを根付かせることが大事なのではないでしょうか。北海道の元気よりも自信を持って、他と比べてどうかではなく、自分でやりたいことに自信を持って進めばいいものができると思います。



真砂：それでは田村さんお願いします。

田村：北海道はいい素地を持っている土地だと思います。ゆうばり映画祭を一番発掘したのは映画人だと思います。北海道の人は北海道の豊かさに甘えすぎているのではないかでしょうか。帯広はゲートボールやパークゴルフの発生の地で新しいものに次々挑戦していくこと



ろです。道民がみんなそんなふうになれないとかなと思います。

真砂：有難うございました。もともと北海道は外からきた人々が新しいものに挑戦していったとか、熱意を持ってやり遂げてきた歴史のある場所ですものね。三名の方からはあきらめないこと、他とは違うものを大切にすること、人と人のつながりを大切にするという私たちが忘れていた基本的なものを教えていただいたと思います。これをきっかけに世界中の人が北海道に集まって北海道が世界の社交場になって賑わいが広がっていけばいいと思います。深貝会長、元気を目指そうという人々をバックアップしていくのが行政書士のお仕事の一つだと思うのですが。

深貝：起業家が何を求めているのか我々も解っていない部分があると思います。見えているようで見えていない部分を引き出していくことのお手伝いをするのが我々の仕事だと思います。起業という面では北海道はよく言われる官依存というものが薄れています。「ない」ことの強さを自信に変えてもらいたいと思います。何もないところから立ち上がるのが北国らしいともいえます。そういう人たちを応援していくのが我々の仕事だと思います。

真砂：パネラーの方々、深貝会長のご意見を聞いていかがですか。

田村：このセミナーが本当にいい企画だと思うのですが、みんなで北海道を考える機会が増えればいいと思います。北海道は素地はいいものの、実力の半分も出し切れていないのではないかでしょうか。日本は重工長大産業から転換していく中で、北海道というのは大変貴重な資源であって、貴重な風土だと思います。そういう面でこのセミナーは素晴らしい敬意を表します。

真砂：伊藤さんいかがですか。

伊藤：我々の活動をお話するいい機会をいただきました。我々の活動をお話するときに若い人たちが目を輝かすということが一番の喜びです。北海道を元気にするには、この目を輝かすというのがモチベーションになるのではないでしょうか。周りの人が喜んでくれるというのが元気になる源だと思います。そういうことを感じることを持ち続けたいと思っています。



田村泰章氏

真砂：久保さんいかがですか。

久保：屋台に入れないお客さんに話を聞くと「帯広に行くならあそこだ」との口コミだけでした。あとはテレビを見てきたという人の二種類だ



つたんです。いい口コミをどれだけ作れるかを大事にしようといっています。そして決して留まることをせずに常に向上していこうといっています。金儲けをしようという店主が一番儲からないんですよ。違う喜びを持って屋台に入ってきた人が生活の安定に繋がっているんですね。この感動と喜びを大切にしていけば「北の屋台」は維持できると思っています。

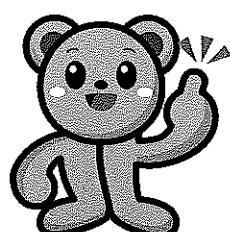
真砂：最後になりますが、北海道行政書士会が今後どういった取り組みをしていくのか、深貝会長お願いします。

深貝：規制緩和の時代で、資格という立場だけで業務が独占される時代が危うくなっています。その中で我々はもっと実力を持ついかねばならないし、自己研鑽で信頼を勝ち取っていかねばならないと思います。それがこれから私たちの生き方だと思います。北海道行政書士会としては研修に力を注ぎ、足腰の強い会員を育てていきたいと思います。また社会に目を向けた、耳を傾けた活動をやつていきたいと思っております。今日この場に



来たときよりも少し元気になって、少し春が近くなってきたものと思います。どうもありがとうございました。

真砂：どうもありがとうございました。今日はマイナスをプラスに変える強さと北海道を元気にしていきたいと思っている方がまだまだたくさんいらっしゃることがわかりました。そういう方々を応援していくのが行政書士の皆さんだと思います。皆さん頼りにされている方ばかりだと思います。どうぞこれからもお仕事がんばってください。本日はどうもありがとうございました。もう一度パネラーの皆さんに暖かい拍手をお願いします。



定款認証嘱託作成代理について

企画開発部次長 江谷 清和

はじめに

行政書士の業務における「商業登記」の中核をなす、法人設立時の定款作成・嘱託認証業務があるが、この業務は権利義務の発生に効果を生じさせることを目的として作成する書類の最たるものであります。また、各種会議録は事実証明書類の作成であり、行政書士法第1条の2に規定するところの我々の業務であることは言うまでもありません。

行政書士による定款の代理作成権限に関する日本公証人連合会の見解

代理の方法による定款認証の形態として、嘱託代理のほか、定款の作成代理の形態もある。平成13年法律第77号による改正後の行政書士法第1条の3台2号(平成14年7月1日施行)に「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」と規定されたので、行政書士は、その資格において、発起人又は社員から委任を受けて定款を代理作成できることになったものと考えられる。

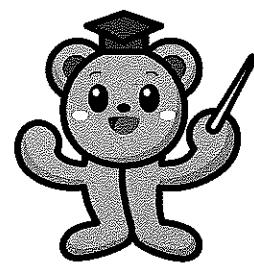
平成15年7月15日

定款認証（商167条、有限5条2項）

株式会社、有限会社等は、その設立にあたって、発起人または社員による嘱託を受け、私共行政書士が発起人または社員から委任状をとり付け、定款（電磁定款）に添付合綴し公証人の認証を受ける訳ですが、それを原始定款（電磁原始定款）と言い、認証を受けた定款（電磁定款）は認証により、その効力を生み出す訳ですが、この一連の業務につき、嘱託作成代理方法による定款作成・認証業務つき解説したいと思います。以下、紙ベースでの定款代理を「定款認証嘱託作成代理」、電子定款作成代理を「電磁定款認証嘱託作成代理」とします。

手順	定款認証嘱託作成代理	電磁定款認証嘱託作成代理
1	依頼者の希望する「商号」につき類似商号及び「事業目的」につき調査する。 ※本店所在の管轄法務局にて調査する。	依頼者の希望する「商号」につき類似商号及び「事業目的」につき調査する。 ※本店所在の管轄法務局にて調査する。
2	依頼者から発起人ないし社員の印鑑証明書受理 ※印鑑証明書表記のとおり、1字1句間違いないのないよう定款に落し込む。	依頼者から発起人ないし社員の印鑑証明書受理 ※印鑑証明書表記のとおり、1字1句間違いないのないよう定款（ワード等）に落し込む。

手順	定款認証嘱託作成代理	電磁定款認証嘱託作成代理
3	設立予定法人の本店管轄「公証役場」に定款原案を持ち込み、事前相談を実施する。 ※初めての公証人へは「行政書士証票」の持参を忘れずに	設立予定法人の本店管轄「指定公証役場」の指定公証人に定款原案（ワード等）を持ち込み、事前相談を実施する。 ※初めての公証人へは「行政書士証票」の持参を忘れずに
4	依頼者へ定款の原案を持参し内容確認後、「委任状」を合綴した定款への発起人または社員全員の実印押印を願う。（定款の各ページの契印、委任状との契印を忘れずに） 公証役場持参の他の3通の定款は「行政書士職印」を押印。 ※実印と印鑑証明書を突合する。	依頼者へ電磁定款の原案を持参し内容確認後、「委任状」を合綴した紙ベース定款（ワード等仕上げ）への発起人または社員全員の実印押印を願う。（定款の各ページの契印、委任状との契印を忘れずに）定款案（ワード等）をacrobatによりPDF化し、行政書士嘱託人の電子証明書により電子署名し電磁定款を作成、FD（フロッピー）収納する。 ※紙ベース定款（ワード等仕上げ）においては、実印と印鑑証明書を突合する。
5	定款認証を受けるべく「会社保存原本」1通、「公証役場保存用」1通、「謄本用」1通、（いずれも、作成代理人として行政書士職印にて押印のみ）、委任状を合綴済み1通を持参し、認証を受ける。 ※公証人から返却されるのは、「会社保存原本」1通、「謄本」1通になります。	指定公証役場持参する書類等は 1. 紙ベース定款に委任状を合綴したもの1通 2. 発起人または社員全員の印鑑証明書 3. 紙ベース定款謄本1通 4. 電磁定款は「指定電子証明書」によりFD（フロッピー収納）1枚 上記、4点を持参し、指定公証人電子証明貼付により認証を受ける。 ※公証人から返却されるのは、「会社保存原本相当電磁定款FD」1枚、持参した「謄本」1通になります。



定款末尾記載の方法

定款認証嘱託作成代理	電磁定款認証嘱託作成代理
<p>以上、有限会社○■◆を設立するため、社員○○ □□、社員△△ □□を代理して行政書士江谷清和がこの定款を作成し、記名押印する。</p> <p>平成〇年〇月〇日</p> <p>社員 ○○ □□ 社員 △△ □□</p> <p>上記代理人 江谷清和 職印</p>	<p>以上のとおり有限会社□○△を設立するため、社員○○ □□、社員△△ □□の定款作成代理人である行政書士江谷清和は、電磁的記録である本定款を作成し電子署名する。</p> <p>平成〇年〇月〇日</p> <p>社員 ○○ □□ 社員 △△ □□</p> <p>上記、社員の定款作成代理人 札幌市西区宮の沢1条2丁目3番32号 センチュリオン松田2 201号</p> <p>行政書士 江 谷 清 和 登録番号 98016183号 電子署名</p>

委任状形式

定款認証嘱託作成代理	電磁定款認証嘱託作成代理
<p>1. 有限会社○■◆の設立に際し別紙のとおりその原始定款を作成する手続きに関する一切の件。</p> <p>1. 代理人選任の件。</p>	<p>1. 有限会社□○△の設立に際し、別紙のとおりその原始定款を作成し、これに発起人(社員)の代理人であることを表示して記名捺印し、公証人の認証を受ける手続きに関する一切の件。</p> <p>1. 定款謄本の交付請求及び受領に関する件。</p>

※委任状を原始定款上にホッチキスで留め、社員の実印にて契印(割印)をする。

平成 16 年商法改正における定款記載の変更

平成 16 年改正として「株式等の取引に係る決済の合理化を計るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が成立し、平成 16 年 10 月 1 日より「株券等の不発行制度」が導入されました。これに伴い、定款の記載事項に変更が生じますので参考例を掲載いたします。

基準日の定款例

(基準日)

- 第〇条 当会社は、営業年度末日の(あるいは毎年〇月〇日)最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利行使すべき株主とする。
- 2 前項の場合のほか、必要があるときは(あるいは株主又は質権者として権利行使すべき者を確定する必要があるときは)、取締役会の決議により、あらかじめ通知して(あるいは公告して)基準日を定めることができる。*カッコ内は別の表現

株券不発行会社の定款例

例1

(株券の不発行)

第〇条 当会社は、株券を発行しないものとする。

(名義書換)

第〇条 株式の取得により名義書換を請求するには、当会社所定の書式による請求書に、株主又は相続人その他一般承継人及び株式を取得した者が、署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、次の場合には、株式を取得した者が単独で請求することができる。

- (1) 株式を取得した者が、株主又はその一般承継人に対して名義書換の意思表示をなすべきことを命ずる確定判決を得て請求するとき
- (2) 株式を取得した者が、株主が名義書換の意思表示をする旨を記載した和解調書その他前号の確定判決と同一の効力を有するものを提出して請求するとき
- (3) 商法204条ノ3第1項(同法204条ノ5第1項後段において準用する場合を含む。)の請求をした者が、同法204条ノ3第1項の株主(同法204条ノ5第1項後段において準用する同法204条ノ3第1項の請求をした者にあっては、同法204条ノ5第1項前段の請求をした者)に代金の支払があつたものとみなされる供託をしたことを証する書面を提出して請求するとき
- (4) 株式を取得した者が、株主の相続人その他一般承継人である場合において、相続を証する書面その他一般承継を証する書面を提出して請求するとき

例2

(株券の不発行)

第〇条 当会社は株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第〇条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の名義書換)

第〇条 株式の取得により名義書換を請求するには、譲受人と株主又はその一般承継人が、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同で申請しなければならない。

- 2 株主又はその一般承継人が、前項の請求書に第〇条による届出印を捺印できないときは、実印を捺印し、印鑑証明書(作成後3ヶ月以内のもの)を提出しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号の書面を提出した場合は、株式を取得したものが単独で名義書換を請求できる。
 - ① 株主又はその一般承継人に対する株式取得者への名義書換の意思表示をすべきことを命ずる確定判決
 - ② 株主又はその一般承継人が株式取得者への名義書換の意思表示をする旨を記載した和解調書その他確定判決と同一の効力を有する書面
 - ③ 譲渡制限会社の株式の先買権者が、譲渡承認請求をした株主又は株式取得者に代金の支払があつたものとみなされる供託をしたことを証する書面
 - ④ 株式取得者が、株主の相続人その他一般承継人であることを証する書面

例3

(株券の不発行)

第〇条 当会社は株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第〇条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の名義書換)

第〇条 株式の取得により名義書換を請求するには、譲受人と株主又はその一般承継人が、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同で申請しなければならない。

- 2 前項以外の場合による株式の取得により名義書換を請求するには、当会社所定の請求書にその取得したことを証明する書面を添付して申請しなければならない。

電子公告の定款例

(公告をする方法)

第〇条 当会社の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 当会社の公告は、電子公告による公告をすることができない事故やその他やむを得ない事情が生じた場合には、〇〇新聞に掲載してする。

北海道公証役場一覧

公証役場	所 在 地	T E L
札幌	札幌市中央区大通西 4-1 道銀ビル 10 階	011-241-4267
大通	札幌市中央区南 1 条西 10-4-167 小六第一ビル 6 階	011-272-2565
★札幌中	札幌市中央区大通西 11-4 登記センタービル 5 階	011-271-4977
小樽	小樽市色内 1-9-1 松田ビル 1 階	0134-22-4530
岩見沢	岩見沢市 4 条西 1-2-5 明治安田生命岩見沢ビル 2 階	0126-22-1752
室蘭	室蘭市東町 2-24-15	0143-44-8630
苫小牧	苫小牧市表町 2-3-23 エイシンビル 2 階	0144-36-7769
滝川	滝川市大町 1-8-27 振興公社管理ビル 1 階	0125-24-1218
函館合同	函館市若松町 15-7-51 函館北洋ビル 5 階	0138-22-5661
旭川合同	旭川市 4 条通 9-1704-12 朝日生命旭川ビル 2 階	0166-23-0098
名寄	名寄市西 1 条南 9-35	01654-3-3131
釧路合同	釧路市末広町 7-2 金森ビル	0154-25-1365
帶広合同	帶広市西 6 条南 6-3 ソネビル 3 階	0155-22-6789
北見	北見市北 4 条東 1 双進ビル 3 階	0157-31-2511
網走	網走市南 6 条西 2-2 セントラルプラザ 2 階	0152-43-1661

※★マークは電磁的定款を認証できる「指定公証人」が在籍する公証役場を指す。

最低資本金規制特例制度(いわゆる確認会社)の法律根拠名の変更について

最低資本金規制特例制度は、これまで「新事業創出促進法」に基づく制度でしたが、法律改正(平成17年4月8日閣議決定・4月13日公布、施行)に伴い、平成17年4月13日以降は、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく制度へと変更されました。

□法律改正に伴って変更された点は以下の2点です。

1、経済産業局への確認申請書類様式が変更となりました。

※平成17年4月12日までに既に確認会社の設立登記を終えた方、経済産業大臣の確認書が交付されている方、創業者であることの確認申請書が各申請窓口に到達している方については、新しい様式ではなく、変更前の様式(新事業創出促進法に基づく様式)となりますのでご注意下さい。

2、定款に記載する「特別の解散時由」の記載する法律名及び条文が変更になりました。

※公証人による定款の認証を受けるためには、定款に、設立する会社が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第3条の4の規定により解散する旨を記載しなければなりません。

以上「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく手続きの詳細・必要な申請様式のダウンロードにつきましては、以下のホームページサイトで参照ください。

○経済産業省 <http://meti.go.jp/policy/mincap/>

また経済産業省における確認申請の窓口は、設立しようとする会社の本店所在地を管轄する経済産業局となります。

確認申請の窓口・問い合わせ先は以下のとおりです。

○北海道経済産業局 新規事業課

札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第一合同庁舎

電話 011-709-2311

次年度商法関連において更なる大幅な改正(新会社法施行・有限会社法廃止等)が予定されています。当然そこでは行政書士業務に関連し様々な変更が生じると予想されます。

よってその関連する業務発生に備えた当該法令の習得が今後の懸案となるでしょう。

自動車登録手続相談会を終えて

業務部部長 板垣 俊夫

平成 17 年 3 月 29 日から 31 日までの三日間、北海道運輸局札幌運輸支局及び帯広運輸支局にて、年度末登録申請窓口の混乱緩和を図るため、一般ユーザーの方々に無料相談を実施致しました。三日間における相談者数は、札幌運輸支局で 468 名、帯広運輸支局では 214 名と一般ユーザーの期待に応えることができました。

実施にあたり、札幌支部及び帯広支部の支部長さんを始めとして、会員の皆さんに多大なるご協力をいただき、特に相談員を担当していただいた諸先生方には、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。



会場の様子



「個人情報保護法施行に伴う、顧客管理の保全について」研修会

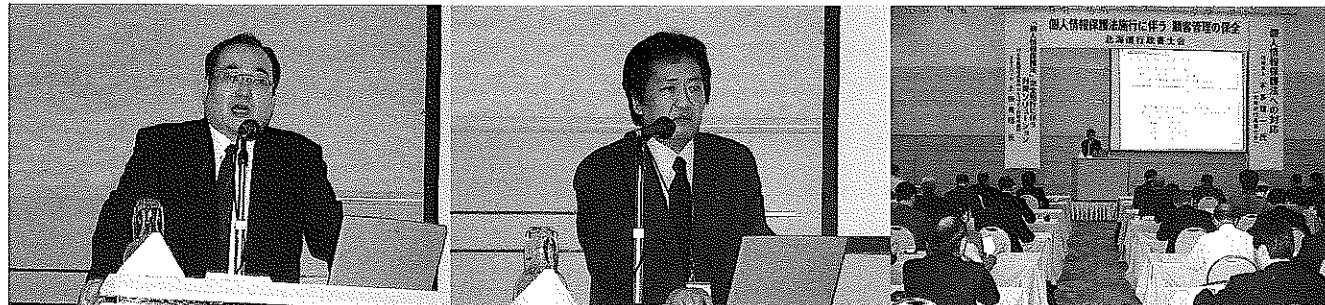
平成 17 年 4 月 13 日(水)午後 1 時より、ホテル札幌ガーデンパレスにて、「個人情報保護法施行に伴う、顧客管理の保全について」大阪府行政書士会会員本多雄一氏、日本事務機株式会社セキュリティ対策推進部

土田義昭氏両氏をお招きして、行政書士事務所の個人情報保護法への対応について、講演がありました。

一部「個人情報保護法への対応」では、対象となる

事業者に課される義務とるべき対応についてのお話がされました。二部「個人情報保護法完全施行に伴う対策ソリューション」では、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置についての説明がされました。

参加会員は、81 名。会員の関心の高さが伺えました。



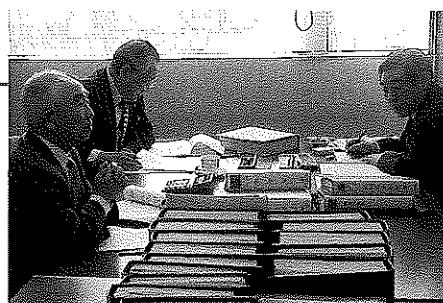
本多雄一氏

土田義昭氏

会場の様子

平成16年度決算監査が行われました

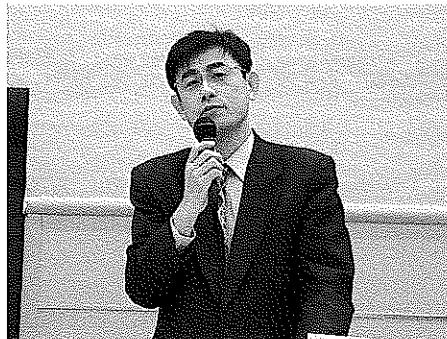
平成 16 年度決算監査が 4 月 18 日、19 日の二日間実施され正副会長及び各部長に対して監事より監査の概要と各部事業への質問が行われました。



「申請取次制度の改正に伴う説明会」研修会

平成17年4月13日(水)午後3時30分より、ホテル札幌ガーデンパレスにて、「申請取次制度の改正に伴う説明会」と題し、日本行政書士会連合会申請取次行政書士管理委員 滝沢俊行氏より説明がありました。

従前は申請取次の申出書の届出及び取次者証の交付の事務等につき、地方入国管理局長へ手続きを行っておりましたが、平成17年1月31日施行の出入国管理及び難民認定法施行規則の改正により、行政書士の所属単位会を経由して地方入国管理局長へ手続きを行うこととなりました。詳しくは、本会事務局にお問い合わせ下さい。



滝沢俊行氏

～お知らせ～

「申請取次行政書士届出手数料規則」の制定

平成17年1月31日の入管法施行規則改正の施行日から、届出にかかる書類提出先は所属する各単位会となり、各単位会は名簿作成の上、管轄する地方局等へ届出を行い、届出を受理した地方局等は届出済証明書を作成し単位会へ交付、単位会は対象会員に届出済証明書を配付することとなります。

この取扱いに伴い、北海道行政書士会では「申請取次行政書士届出手数料規則」を次のとおり定めましたのでお知らせ致します。

申請取次行政書士届出手数料規則

(目的)

第1条 この規則は、申請取次行政書士届出に関して必要な事項を定める。

(手数料の徴収)

第2条 本会は、次の各号に定める手数料を徴収する。

- | | |
|-----------------|--------|
| 一 申請取次行政書士の新規届出 | 3,000円 |
| 二 申請取次行政書士の更新届出 | 3,000円 |
| 三 届出済証明書の再交付 | 2,000円 |

(手数料の不還付)

第3条 すでに納付した手数料は還付しない。ただし、入国管理局への届出受理以前に取下げたときは、手数料は返還する。

附 則

この規則は、平成17年3月25日から施行する。

「暴力団等排除対策協議会」 新相談役を委嘱

4月18日、北海道警察本部の人事異動に伴い、新たに刑事部組織犯罪対策局捜査第四課長塚田茂氏に会長から相談役の委嘱状が手渡されました。



職業倫理違反・不適法業務の排除について(お願い)

総務部長 篠原 賢吾

このたび、本会では下記事案にかかる会員2名に対して、綱紀委員会の調査報告及び意見を得て、理事会議決(会則第56条の6第2項)並びに弁明の機会の付与手続き(同条第3項)を経た上で、「廃業の勧告」処分(同第56条の7第1項第3号)を行いました。

他の単位会においても、行政書士が調査会社の依頼を受け職務上請求書を違法に使用し大きく新聞報道されました。

国民の懲戒請求権(行政書士法第14条の3)の規定等を考え合わせると、行政書士の職業倫理違反・不適法業務の排除は本会全体の継続的な課題といえます。

本件処分事案等について、会員各位のご留意を重ねてお願い申し上げます。

以下、処分事案の概要を掲載します。

《処分事案の概要》

1. 建設業許可申請にかかる虚偽文書提出事案(会則第56条の6第1項第16号「行政書士に関する法令又は他の法令に違反して、行政書士の信用又は品位を害したとき」に該当)

Y会員(札幌支部)は、A社から建設業許可申請の依頼を受け、同許可申請手続きを代行するにあたり、虚偽の預金残高証明書を作成しそれを提出した。

当該事案について、石狩支庁建設指導課から札幌支部へ通報があり、本会としての対応方要請と併せてその対応を見守る旨の申出がなされた。

○ 処分の内容

廃業勧告(なお、廃業勧告に従わないときは知事への措置要求(会則第56条の11)を行う旨の理事会議決があります)

○ 処分年月日

平成17年4月19日

2. 併有する税理士資格の業務禁止処分事案(会則第56条の6第1項第17号「兼業する併有資格(法定の士業資格に限る)について懲戒処分を受け、登録を抹消されたとき」に該当)

併有資格者(税理士)であるW会員(旭川支部)は、税理士法第45条第1項の規定に基づき財務大臣より業務禁止処分を受け、税理士登録が抹消された。

○ 処分の内容

廃業勧告

○ 処分年月日

平成17年4月19日

会員処分の公示について

このたび本会においては、本会会則に基づき会員の処分を行い、会則第56条の6第5項に基づき本会及び各支部の掲示場に掲示して公示したので、その掲示のあることを会員の皆様にお知らせ致します。

平成17年5月

北海道行政書士会

新入会員 New Face



あさの
浅野 文夫
昭和51年9月30日生
札幌支部 平成17年3月1日入会
事務所 札幌市中央区北5条西20丁目1番20
-1006号
TEL 090-9513-2177

〈コメント〉
一書懸命



ふじい
藤井 啓道
昭和39年9月7日生
札幌支部 平成17年4月2日入会
事務所 札幌市中央区北1条西21丁目2番22号
北星ハイヤー3階
TEL 011-612-5508
FAX 011-612-5638

〈コメント〉
はじめまして。藤井啓道と申します。機会があれば研修会やその他の行事にも参加したいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。



さかい
坂井 吉哉
昭和32年11月16日生
札幌支部 平成17年3月1日入会
事務所 札幌市北区屯田4条2丁目2番6号
TEL 011-771-8842
FAX 011-771-7878

〈コメント〉
全く新しい仕事に入るというのは不安と緊張そして期待に満ちてますね。皆さんよろしくお願ひします。



たかおか
高岡 浩則
昭和35年5月15日生
札幌支部 平成17年4月2日入会
事務所 札幌市白石区菊水元町6条3丁目
3番5号
TEL 090-8427-0787

〈コメント〉
今までに携わってきた仕事の経験と知識を活かし、事業活動や生活のお手伝いができるよう努力する所存です。



やまとざき
山崎 保男
昭和8年10月6日生
札幌支部 平成17年3月1日入会
事務所 札幌市厚別区厚別東1条1丁目1番10号
TEL 011-897-4397
FAX 011-897-4397

〈コメント〉



しのはら
篠原 誠
昭和24年8月22日生
札幌支部 平成17年4月2日入会
事務所 札幌市厚別区厚別東2条5丁目
11番10号
TEL 011-898-3581
FAX 011-898-3581

〈コメント〉
経済・生活面において、様々な制度の変革が進むこの時代に、行政書士の仕事を通じ社会の利便性向上に貢献したいと思います。



せんだ
千田 大輔
昭和56年1月26日生
札幌支部 平成17年4月2日入会
事務所 札幌市豊平区月寒西4条10丁目6番23号
TEL 011-854-0811
FAX 011-854-0811

〈コメント〉
お世話になります。千田大輔と申します。24歳で、まだ社会経験も手薄ですが、若いからこそできることもあると思います。これからは、行政書士としての責任と自覚を持ち、立派な先生になれるよう、努力していきたいと考えております。



すがわ
須河 裕也
昭和49年5月13日生
札幌支部 平成17年4月2日入会
事務所 札幌市豊平区平岸1条8丁目8番30
Vivere平岸Ⅱ105号
TEL 011-832-7743
FAX 011-832-7743

〈コメント〉
「街の法律家」として業務の経験を積み、依頼者からの様々なニーズに応えられる行政書士を目指します。



さとう
佐藤 勝太
昭和47年3月10日生
札幌支部 平成17年3月1日入会
事務所 札幌市西区福井6丁目6番3号
TEL 011-669-1302
FAX 011-669-1303

〈コメント〉
皆様はじめまして。“坊主アタマの行政書士”佐藤勝太です。「かつた」と読みます。起業支援法務を中心に頑張っていこうと思っています。



きたむら
北村 昌次
昭和29年2月28日生
札幌支部 平成17年3月1日入会
事務所 札幌市手稲区前田8条9丁目8番1号
TEL 011-683-3943
FAX 011-683-3943

〈コメント〉
このたび、行政書士会に登録し、開業しました。行政書士の仕事は範囲が広いですが、日々研鑽し、社会に貢献したいと思います。

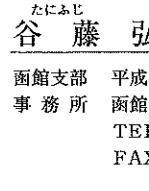
New Face 新入会員



きむらともひろ
木村 智宏 昭和48年5月1日生
札幌支部 平成17年4月2日入会
事務所 北広島市稲穂町西2丁目3番地16
TEL 011-372-1032
FAX 011-372-1032

〈コメント〉

北広島市で開業することにしました木村智宏と申します。フットワークとスピードを重視して頑張っていきたいと思っています。



たにふじひろし
谷 藤 弘志 昭和32年1月5日生
函館支部 平成17年3月1日入会
事務所 函館市市場町16番19号
TEL 0138-32-6005
FAX 0138-32-5005

〈コメント〉

48才で開業するにあたり、正直不安でいっぱいですが研鑽に励みたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。



かどやしょうじ
角 谷 昭二 昭和2年6月13日生
小樽支部 平成17年3月1日入会
事務所 小樽市稲穂1丁目12番201号
TEL 0134-33-3407
FAX 0134-23-9039

〈コメント〉

現役をリタイヤし、体に闇が出来たので、此の度行政書士会に入会させて頂きました。年令を忘れて頑張る覚悟です。よろしく御指導下さるよう、おねがい致します。



なかむら ゆうきょう
中 村 裕恭 昭和46年8月20日生
小樽支部 平成17年4月2日入会
事務所 岩内郡岩内町字東山184番地の9
TEL 0135-62-5192
FAX 0135-62-5192

〈コメント〉

30歳を過ぎ、子供ができるからのチャレンジです。先輩達に教えを請いながら、精進して参りたいと思います。



もりたみち
森 田 倫 昭和49年8月22日生
空知支部 平成17年3月1日入会
事務所 夕張郡長沼町あかね1丁目13番4号
TEL 0123-88-1133
FAX 0123-88-2809

〈コメント〉

平成17年3月に長沼町で開業することになりました。色々な分野に挑戦し、知識を深め、悩みを抱えている人や会社をサポートできる行政書士になりたいと思っています。機会があれば、会や支部のお仕事もお手伝いさせていただけたいたいと思っています。よろしくお願ひします。



おがわ きよと
小 川 清 人 昭和18年8月26日生
網走支部 平成17年4月2日入会
事務所 北見市美山町4番地の177
TEL 0157-24-1601
FAX 0157-24-1601

〈コメント〉

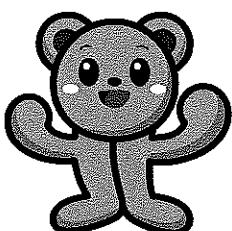
石北峠を越えた温根湯温泉で産湯につかり、ハッカ香る街北見に住んで40年。新人ですけど、北見の出張社員としてご利用いただければ幸いです。どうぞよろしくお願ひいたします。



すずきかつや
鈴 木 勝也 昭和20年1月24日生
十勝支部 平成17年3月1日入会
事務所 帯広市柏林台西町1丁目21番地
TEL 0155-34-4813
FAX 0155-34-4813

〈コメント〉

この度貴会に入会させていただきました。建設会社、司法書士事務所等でのサラリーマン生活を経ての開業です。少々不安はありますが、頑張って行きたいたいと思っております。



ご逝去

ここに謹んでご冥福をお祈りします。

札幌支部 四五四二番

田口 太

去る平成十七年三月十六日にて永眠
(享年七十一歳)

小樽支部 二三四六番

吉田輝雄

去る平成十七年三月二十九日にて永眠
(享年六十九歳)

旭川支部 四一一四番
武田信

去る平成十七年四月十三日にて永眠
(享年七十一歳)

室蘭支部

一七〇二番

腰山 寛

去る平成十七年四月十七日にて永眠
(享年八十七歳)

編集後記

北海道日本ハムファイターズの元オーナーの大社義規(おおこそよしのり)氏が、亡くなられました。ご存知の方も多いかと思いますが、この名物オーナーは他のどのオーナーよりも球場に足を運んだそうです。あるときは選手よりも早く球場入りして、スタッフ一人ひとりに声を掛けていたそうです。もちろん選手と野球そのものにも強い愛情を注ぎました。確か10年ほど前には春季キャンプに沖縄まで同行していたとも聞きました。80年オフには、チーム編成上どうしてもストッパーが必要となり、当時広島の江夏豊投手を獲得するために、エースの高橋直樹投手との交換トレードが持ち上がりました。球団幹部は必死になって高橋投手を説得しましたが、なかなか話がまとまりません。そこに大社オーナーが乗り込んで行って6時間にも及ぶ説得でついにトレード成立、日ハム江夏投手が誕生しました。選手と球団、とりわけ野球に対して強い愛情があったからこそ成立したものだと思います。その翌年リーグ優勝したのは、言うまでもありません。球団・選手だけ

ではなく、とてもファンを大切にする方で、球団マスコットを日本で始めて導入しました。キッズファンクラブを立ち上げ、20年が経ちその当時子供だったクラブの子も大人になり、今では親子連れで球場に来るようです。昨年暮れには、球団を手放すとか、身売りするとか、新規参入とかいろいろありました。野球をよく知らない方が球団を持とうとしてみたり、「たかが選手が!」と思いついたオーナーとか話題に事欠くことはなかったです。プロ野球に限らずどんな場面であれ、一過性の損得で判断するのではなく、そこに最大限の愛情を注ぎ多少のことがあつても惜まない、そして自ら思う理想に対して邁進することがやはり大切なだと考えさせられました。この号で会報編集委員は入れ替わります。皆様におかれましては、力不足の委員会に不快な思いをされたのかも知れません。どうぞ新しい会報編集委員会にあたたかい目をかたむけていただければと存じます。2年間ありがとうございました。

2005.5.第270号
平成17年5月25日発行

発行人 深貝 藤秀
編集人 齋賀 秀

亨一 発行所 北海道行政書士会
印 刷 所 (株)スリーエス印刷

郵便番号 060-0001
札幌市中央区北1条西7丁目(西向) タキモトビル2階
TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138

取引銀行 北海道銀行本店 (当19116)
北洋銀行本店 (普0742651)
北洋銀行札幌南支店 (普0570344)
札幌銀行本店 (普389444)
振替口座 02730-0-8224番

会員数の概要 (名)

総会員数		前年同月比	前月比
1,440 (個人1,437・法人3)		+ 17	+ 5
男性	1,324	女性	113

平成17年4月末日現在

次号の記事の締切は6月末日です。